

令和4年度島根県公立学校育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員 及び非常勤講師（会計年度任用職員）の募集（一般）

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上を図るため、公立学校に勤務する常勤（育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員）又は非常勤講師（以下「臨時的任用教員等」という。）の志願者を広く募集いたします。

1 対象者

育休任期付教育職員は、昭和37年4月2日以降に生まれた者

2 募集内容

区分	校種	職種	教員免許等資格
I	小学校	講師（常勤又は非常勤）	小学校教諭普通免許状所有者
II	中学校	講師（常勤又は非常勤）	中学校教諭普通免許状所有者
III	高等学校	講師（常勤又は非常勤）	高等学校教諭普通免許状所有者
IV	特別支援学校	講師（常勤又は非常勤）	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校（各領域）もしくは小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状所有者
V	区分I～IVの学校	養護助教諭（常勤又は非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VI	区分III～IVの学校	養護助教諭（非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VII	区分III～IVの学校	実習助手（常勤）	なし
VIII	区分IVの学校	寄宿舎指導員（常勤）	なし

（注）区分Iには義務教育学校（前期課程）、区分IIには義務教育学校（後期課程）を含みます。

3 勤務条件（給料等） ※令和3年度実績

（1）育休任期付教育職員

- ・任用期間： 育児休業する教員が請求した期間を限度とします。（育児休暇が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）
- ・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特地手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
なお、任用期間によっては昇給することもあります。

（2）臨時的任用教育職員

- ・任用期間： 1年以内に限られます。
- ・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特地手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

（3）非常勤講師（会計年度任用職員）

- ・任用期間： 1年以内に限られます。
- ・給 与： 授業を実施する職は勤務時間数に応じ1時間あたり2,630円の報酬を支給します。また、児童生徒への指導を補助する職は勤務時間数に応じ1時間あたり1,840円の報酬を支給します。
なお、通勤事情を考慮して通勤手当に相当する報酬を支給します。また、任期6月以上かつ週あたり15時間30分以上勤務される方については、期末手当を支給します。

4 出願方法および提出書類等

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。
島根県教育庁学校企画課ホームページから申し込んでください。

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>



(1) 提出書類（様式は、ホームページからダウンロードできます。）

① 写真

令和3年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のものを添付すること。なお、郵送する場合は、縦 4.5cm×横 3.5cm の写真とすること。

② 経歴調査表

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

所持するすべての教育職員免許状について、下表に該当する書類を提出すること。なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

所持する免許状	提出書類
・更新を行う必要のない免許状 ・更新期限に達していない免許状	「教育職員免許状」の写し（A4 サイズ、両面コピー）※1
・更新の手続きを行った免許状	「更新講習修了確認証明書」の写し又は「有効期間更新証明書」の写し※2

※1 教育職員免許状取得見込みの者については、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を提出すること。

※2 免許更新の延期申請等を行った者については、そのことを証明する書類を提出すること。

参考：「教育職員免許状の修了確認期限及び有効期間について」

(注) 添付書類を郵送などで提出することとした場合は、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

(2) 提出期限

育休任期付教育職員：令和3年11月19日（金）

臨時的任用教育職員及び非常勤講師（会計年度任用職員）：随時

5 採用手続

- ・ 島根県公立学校臨時的任用教員等志願者名簿登載後、県教育委員会が採用又は委嘱をしようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。
- ・ 育休任期付教育職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。
面接試験：令和3年12月中旬（予定）

6 問合せ先

○島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1

電話 小・中学校：(0852)22-6164／高等学校・特別支援学校：(0852)22-5411

○松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電話 (0852)32-5777

○出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電話 (0853)30-5680

○浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電話 (0855)29-5701

○益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電話 (0856)31-9675

○隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電話 (08512)2-9772